

小さな声に耳を澄まそう

少数者が変える司法と私たちの人権意識



にしにほんしんぶんしゃ るんせついいん
西日本新聞社 論説委員

まえだ たかお
前田 隆夫 さん

ふくおかけんちくしのししゅっしん
福岡県筑紫野市出身。

にしにほんしんぶんしゃ にゅうしやご ちくほうそうきよく どうきょうししや ほんしやほうどう
西日本新聞社に入社後、筑豊総局、東京支社、本社報道センター

などをへて、2021ねんからげんしよく 2017ねん ねん ふくおかけん どうわきょういく せんくしや
を経て、2021年から現職。2017年に福岡県の同和教育の先駆者、

はやしちから そくせき き が れんさい ちち しっぴつ
林 力さんの足跡をたどる聞き書き連載「父ありてこそ」を執筆。

きゅうしゅうだいがく きやくいんじゅんきょうじゅ ぶんげんがたしやかいろん ひじょうきんこうし じんけんきょういく
九州大学で客員准教授（分権型社会論）、非常勤講師（人権教育）

をつと
を務めた。

さくねんらい じんけん かん
昨年来、人権に関するいくつかの

がいこくだんたい ぜんこくぶらくちょうさ
外郭団体がまとめた「全国部落調査」

じゅうよう はんけつ おお
重要な判決が大きなニュースになり

で、約5000カ所が記載されています。

ました。その多くは、これまで認めら

この復刻を神奈川県川崎市の出版社

れなかった権利、ひどい差別を受けて

代表が計画し、データをインターネット

いた人たちの願いがかなうものでした。

トで公開しました。それをやめさせる

おも はんけつ ふ かえ
主な判決を振り返りながら、その

ために、被差別部落出身者ら約230人

しゃかいてき い ぎ わたし な
社会的意義や私たちに投げかけられ

が裁判を起こしました。

かだい かんが
た課題を考えてみましょう。

ぶらくさべつ いま わたし み
部落差別は今もなお、私たちの身の

まわ そんなざい けつ か こ
回りに存在しています。決して過去の

Ⅰ 「差別されない権利」認める

できごと けっこんさべつ
出来事ではありません。結婚差別、

さくねん がつ ぶらくさべつ かん かっきてき
昨年12月、部落差別に関する画期的

こうきょうしせつ らくが おも
公共施設などへの落書きでつらい思

はんけつ かくてい ぜんこく ひ さべつ
な判決が確定しました。全国の被差別

いをしている人たちがいます。ネット

ぶらく ちめい
部落の地名リストをインターネットや

くうかん さべつてき じょうほう おもしろ
空間には差別的な情報があふれ、面白

しよせき こうかい きん ないよう
書籍で公開することを禁じる内容です。

はんぶん ほんのう か こ
半分に反応する書き込みもあります。

ちめい しゅってん せんぜん せいふ
地名リストの出典は、戦前に政府の

こうした現状で、被差別部落の

ぐたいてき ちめい だれ かんたん し
具体的な地名を誰でも簡単に知ること

ができるようになれば、さらなる差別

意識が広がりがねません。判決がネッ

ト公開や出版を禁止したのは当然で
す。

2019年、全国部落調査がネットの

フリーマーケットに出品されている

ことに九州の自治体職員が気づき

ました。1冊は既に売れていました。ネ

ットから入手したデータを製本し、

出品したのは高校生（当時）でした。

自分の行為が部落差別を助長すると

いう認識はあまりなかったようです。

地名リストの拡散自体、卑劣です。

さらに、それが問題だと分からない人

が地名リストに触れると、意図せずし

て差別の拡散に加担することになりま

す。地名リストの公開を放置すれば、

このようなことが際限なく繰り返され

る恐れがあるのです。

では、裁判の経緯を振り返ってみま
しょう。

一審の東京地裁判決は「出身者が

差別や誹謗中傷を受ける恐れがあり、

プライバシーを違法に侵害する」とし

て、被告の出版社と代表に対し、

出版禁止や損害賠償を命じました。

ただし、地名リストにあった41都府県

のうち、関係する原告がいない16県に

ついては削除や出版禁止を認めませ

んでした。原告、被告ともに控訴しま

した。

二審の東京高裁判決も削除や出版

禁止を命じ、禁止の範囲を31都府県に

広げました。やはり、リストを公開さ

れることによって差別を受ける、受け

る恐れがあると判断しました。注目す

べきはその理由です。

法の下での平等を定めた憲法14条1

項などの趣旨を踏まえて「人は誰も

差別を受けることなく、尊厳を保ちつ

つ平穏な生活を送ることができる

人格的な利益を有する」と指摘しまし

た。つまり「差別されない権利」を認

めたのです。最高裁が原告、被告双方

の上告を棄却したため、高裁判決が

確定しました。

差別されない権利は、原告が裁判で

一貫して主張していただけた、喜び

もひとしおでした。

この判決を聞いたとき、私は「部落

解放の父」と呼ばれる松本治一郎

(福岡市出身、1887～1966)が大事

にしていた言葉を思い起こしました。

「不可侵 不可被侵」。侵さず、侵さ

れず。人権や人の尊厳は、侵してはな

らない、侵されてはならないと受け止

められます。

差別されない権利は、当たり前

の権利です。しかしながら、現実

の前ではありません。長い歳月をかけ

た裁判でようやく認められました。

部落差別はもちろん、あらゆる差別に

対抗する権利として、社会で醸成しな

くてはなりません。

原告は「さまざまなマイノリティー

(少数派)にも勇気と希望を与える

裁判になったのではないかと評価し

ています。

2 高裁の違憲判決は4件に

次に紹介するのは、福岡市と熊本市

の同性カップルが国を相手取って起こ

した訴訟^{そしやう}です。同性婚^{どうせいこん}を認め^{みと}ていない

民法^{みんぽう}や戸籍法^{こせきぽう}の規定^{きてい}は憲法^{けんぽう}違反^{いはん}かどうか

かが争^{あらそ}われました。昨年^{さくねん}12月に福岡^{がっふくおか}

高裁^{こうさい}が示^{しめ}した判断^{はんだん}は「違憲^{いけん}」でした。

同性^{どうせい}であるために法的^{ほうてき}な婚姻^{こんいん}ができ

ないのは、個人^{こじん}の尊重^{そんちやう}や幸福^{こうふく}追求^{ついきゆう}権

を定め^{さだ}た憲法^{けんぽう}13条^{じやう}に違反^{いはん}するという

はじめて^{はじ}の司法判断^{しほうはんだん}です。婚姻^{こんいん}は人^{ひと}にと

って重要^{じゅうやう}、かつ根源^{こんげん}的な営^いみで、その

希望^{きぼう}は最大限^{さいだいいげん}に尊重^{そんちやう}されなくてはな

らないのに、同性^{どうせい}カップルは道^{みち}が閉^とざ

されていると断^{だん}じました。

それだけではありません。法^{ほう}の下^{もと}の

平等^{びやうどう}を規定^{きてい}した憲法^{けんぽう}14条^{じやう}1項^{こう}、婚姻^{こんいん}

に関する法律^{かんほうりつ}は個人^{こじん}の尊厳^{そんげん}と両性^{りやうせい}の

平等^{びやうどう}に立脚^{りっきやく}して制定^{せいてい}しなければなら

ないとする24条^{じやう}2項^{こう}にも反^{はん}すると、か

なり踏み込んだ判決^{ふみこはんけつ}です。

着目^{ちやくもく}したいのは、同性婚^{どうせいこん}のための

新^{あた}しい制度^{せいど}をつくるのではなく、

異性^{いせい}婚^{こん}と同じ制度^{おなじせいど}の適用^{てきやう}を求め^{もと}たこと

です。同性^{どうせい}カップルでも異性^{いせい}のカップ

ルでも、同じ婚姻^{おなじこんいん}制度^{せいど}であるからこそ、

法^{ほう}の下^{もと}の平等^{びやうどう}です。原告^{げんこく}も「特別^{とくべつ}な

権利^{けんり}や優遇^{ゆうぐう}を求め^{もと}ているのではなく、

婚姻^{こんいん}の選択^{せんたく}肢^しが平等^{びやうどう}に欲^ほしい」と

主張^{しゅちやう}しています。

同性婚^{どうせいこん}訴訟^{そしやう}は全国^{ぜんこく}の5地方裁判所^{ちほうさいばんしょ}で

6件^{けん}起こされています。高裁判決^{こうさいはんけつ}は

札幌^{さっぽろ}、東京^{とうきやう}、福岡^{ふくおか}、名古屋^{なごや}の4件^{けん}全て

が違憲^{いけん}でした。司法^{しほう}が国会^{こっかい}に立法措置^{りっぽうそち}

を促^{うなが}す流れ^{なが}が強^{つよ}くなっていると言^いえ

ます。

同性^{どうせい}カップルは法的^{ほうてき}な婚姻^{こんいん}が認め^{みと}ら

れていないため、愛^{あい}し合^あい、共^{とも}に生活^{せいかつ}

をしていても、さまざまな面^{めん}で異性^{いせい}の

婚姻との格差が生じています。

地方自治体では 2015 年の東京都

世田谷区と渋谷区を皮切りに、同性の

パートナーに異性婚と同等の行政サ

ービスが受けられる「パートナーシッ

プ制度」が広がっています。福岡県の

場合、2022 年 4 月から県営住宅への

入居申し込みなどができるようにな

りました。

長崎県大村市は、世帯主と同居する

同性パートナーの住民票の続柄欄

に「夫（未届）」と記載しています。

民間企業でも、同性パートナーを

婚姻相手と同じように見なす流れが

着実に強まっています。国民の理解が

進んでいることは、各種の世論調査で

明らかです。一連の訴訟はまだ決着し

ていませんが、これまでの判決は社会

意識の変化に呼応しているように見え

ます。

3 あまりに遅過ぎた救済

ないがしろにされた人権が、時代の

変化に伴い、救済されるケースも少

なくありません。旧優生保護法の下で

行われた強制不妊手術もその一つ

です。

旧優生保護法は「不良な子孫の

出生を防ぐ」ことを目的に 1948 年

に制定されました（96 年廃止）。「不良

な子孫」とは今では考えられない

差別的言葉です。障害がある人に対し、

生命を預かる医師の手によって不妊

手術が強要されました。本人の同意

は得ていません。

2018 年以降、手術を受けた人たち

が^{ぜんこく}全国で^{さいばん}裁判を^お起こし、^{さいこうさい}最高裁は^{さくねん}昨年

7月^{がつ}に^{きゅうゆうせいほごほう}旧優生保護法は^{いけん}違憲と^{だん}断じ、^{くに}国

に^{ばいしょう}賠償を^{めい}命じる^{はんけつ}判決を^い言い^{わた}渡しまし

た。すべての^{ひがいしゃ}被害者に^{ほしょうきん}補償金^{しはら}が^{わら}支払

れることになりました。

^{こうれい}高齢の^{ひがいしゃ}被害者が^{おお}多いことを^{かんが}考

と、あまりにも^{おそ}遅過ぎた^{きゅうさい}救済^いと言わ

るを^え得ません。

ハンセン^{びょうもんだい}病問題も^{せんぜん}そうでした。戦前

からの^{くに}国の^{まちが}間違った^{きょうせいかくりせいさく}強制隔離政策に

よって「^{おそ}恐ろしい^{びょうき}病気」「^{ごうびょう}業病」という

^{へんけん}偏見が^{しゃかい}社会に^{しんとう}浸透し、^{かんじゃ}患者は^{びょうき}病気と

^{さべつ}差別に^{くる}苦しめられました。その^{かぞく}家族も

また^{さべつ}差別に^あ遭い、^{りえん}離縁を^{よぎ}余儀なくされ

^{ひと}た人もいます。

^{くに}国の^{きょうせいかくりせいさく}強制隔離政策が^{けんぽういはん}憲法違反と

^{だんざい}断罪されたのは、^{かごしま}鹿児島や^{くまもと}熊本の

^{かいふくしゃ}回復者が^{ゆうき}勇気を^ふ振り^{しば}絞って^{しょうそ}勝訴を^か勝ち

取った 2001^{ねん}年の^{こっかばいしょうせいきゅうそしょう}国家賠償請求訴訟

です。^{せんご}戦後に^{ちりょうやく}治療薬が^{ふきゅう}普及して^{なお}治る

^{びょうき}病気になり、1996^{ねん}年に^{かくりせいさく}隔離政策の

^{こんきょほう}根拠法である^{きゅう}旧^{よぼうほう}らい予防法が^{はいし}廃止さ

れてから、さらに 5^{ねん}年が^{けいか}経過していま

した。

^{はんけつご}判決後に^{げんこく}原告の^{かいふくしゃ}回復者が^{くち}口にした

「^{にんげんかいふく}人間回復」の^{ことば}言葉。それは^{さべつ}差別の^{かれつ}苛烈

さと、^{じんけんかいふく}人権回復へのあまりに^{なが}長い^{みち}道の

りを^{わたし}私たちに^つ突き^つ付けました。

^{きょうせいふにんもんだい}強制不妊問題やハンセン^{びょうもんだい}病問題に

^{きょうつう}共通することは、^{ひがいしゃ}被害者は^{しゃかい}社会の

^{しょうすうは}少数派であり、^{だいたすう}大多数が^{じゅうだい}重大な^{じんけん}人権

^{しんがい}侵害を^み見^す過ごし、^{さべつ}差別に^{かたん}加担していた

^{じじつ}事実です。^{わたし}私が^{ぞく}属するメディアもそう

です。^{おな}同じ^{こうず}構図が^あ当てはまる^{もんだい}問題はほ

かにもあるはずです。

^{ことし}今年に^{はい}入ったからの^{しほうはんだん}司法判断にも一^{ひと}

つ触れましょう。障害児の逸失利益に
関する訴訟です。逸失利益とは、生き
ていれば生涯に得られたと推計され
る利益です。

大阪高裁は 1 月、交通事故で死亡し
た聴覚障害がある女兒の逸失利益は
「健全者と同等」とする判決を出し、
逸失利益は「平均賃金の 85%」とした
地裁判決を取り消しました。未成年の
障害者に平均賃金同等の逸失利益を
認めた初めての判決のようです。

障害は人によってさまざまです。
大阪高裁判決は女兒の言語力や学力
などを詳細に検討した結果です。それ
でも「障害があるから、健全者と同じ
ようには働けない」「逸失利益は〇割
相当」という固定観念を崩す意義は大
きいと考えます。

私たちの心の中にも「〇〇とはこ
ういうもの」という固定観念、古い
価値観がないでしょうか。当たり前と
思っていたことが、他者を不快にさせ
たり、傷つけたりすることがあるかも
しれません。

司法にも古い考え方が残っていま
す。私たちの意識や社会の変化は、
司法にも影響を及ぼします。それを
気付かせてくれるのは、いつも社会で
マイノリティーと呼ばれる人たちです。
小さな声に耳を澄まし、それを受け
止められる感性を磨きたいものです。

社会的弱者の権利擁護と司法の役割



・国立ハンセン病資料館 館長
・九州大学名誉教授

うちだ ひろふみ
内田 博文 さん

1946年大阪府生まれ。京都大学大学院法学研究科修士課程修了。
専門は刑事法学（人権）。

「医療と人権」関係の主な単著に『ハンセン病検証会議の記録』（明石書店）、『医事法と患者・医療従事者の権利』（みすず書房）、『感染症と人権』（解放出版社）、『基礎から学ぶ、ハンセン病問題』（現代人文社）など。

I 消極司法

日本国憲法81条は、「最高裁判所は、

一切の法律、命令、規則又は処分が憲法

に適合するかどうかを決定する権限

を有する終審裁判所である。」と規定

している。また、裁判所法3条1項は、

「裁判所は、日本国憲法に特別の定め

ある場合を除いて一切の法律上の

争訟を裁判し、その他法律において特

に定める権限を有する。」と規定してい

る。日本国憲法の三大原理の一つの

「基本的人権の尊重」の擁護が、この

違憲審査制の大きな根拠とされる。

具体的な訴訟事件の解決を本来の

機能とする裁判所がその作用を行う

過程で憲法に関する争点について判断

をするという、この違憲審査制の行使

については、消極主義と積極主義が

みられる。裁判所が立法府や行政府の

決定を最大限尊重し、違憲性が明白で

ない限り違憲審査を行わないという

態度を司法消極主義という。これに

対し、憲法保障の観点から、憲法問題

に入念な審査を加え、裁判所自らの

憲法判断を展開させるという態度を

司法積極主義という。

日本国憲法の施行以来、法令の規定

自体を違憲とする「法令違憲」だけで

なく、法令の規定自体は合憲だが当該

事件の当事者に適用する限りで違憲と

する「適用違憲」を含めても、最高

裁判所の法令違憲判決は極めて少ない。

憲法によって与えられた重要な役割

を果たしているとは言いがたいと酷評

されてきた。

2 司法の人権観

日本国憲法の下で司法消極主義と

いった事態が生じているのは、最高

裁判所が政治への介入を厳しく自制

する役割観を選択しているためだとさ

れる。「基本的人権の尊重」についてい

えば、政府与党の人権観を修正ないし

変更することを控えているためだと

考えられる。

それでは、政府与党の人権観とはど

のようなものだろうか。自民党憲法

改正草案をみれば、それは明らかであ

ろう。日本国憲法12条は、「この憲法

が国民に保障する自由及び権利は、

国民の不断の努力によつて、これを

保持しなければならない。又、国民は、

これを濫用してはならないのであつて、

常に公共の福祉のためにこれを利用

する責任を負ふ。」と規定しているのに

対し、草案の12条は、「…自由及び

権利には責任及び義務が伴うことを

自覚し、常に公益及び公の秩序に反

してはならない。」と規定しているから

である。「公共の福祉による制限」を

政府与党は、「公共の秩序による制限」

と理解し、この理解を司法も事実上、

尊重しているといえる。

精神的自由は立憲民主制の政治過程

にとって不可欠の権利であるから、そ

れは経済的自由に比べて優越的地位を

占めるとし、経済的自由の規制が合憲

性の推定を受け、立法府の裁量を

尊重して緩やかな基準で審査される

のに対して、精神的自由の規制は

合憲性の推定を受けず、より厳格な

基準によって審査しなければならない。

このような「二重の基準論」が学説で

は有力である。司法では精神的自由

についても「公共の秩序」による制限

論が浸透している。

3 元最高裁判事の思い

裁判官として要職を歴任した

元最高裁判事によると、違憲判断に

慎重な裁判所から適切な違憲の判断

を引き出すためには、次のような点が

必要であるとされる（松森彬「憲法に

関する判決が少ない日本」西天満総合

法律事務所、<https://mt-law.jp>>blog

など参照）。

○国の行為で制約を受ける国民の

権利や自由が憲法により直接

保護されているものであることを

正面から主張すること。

○同種事件の訴えを多数の

裁判所に提起し続け、高裁の

違憲判決を1件でも引き出し、

最高裁が憲法判断をせざるを得

ない状況を作ること。

○学者等の協力を得て、外国の

判例を資料として提出するこ

と。

○自由権規約や同委員会最終

見解などを活用して世界の趨勢

を^き気づかせること。

○個人^{こじん}の^{きほんてきじんけん}基本的人権や^{しょうすうしゃ}少数者の

人権^{じんけん}、民主制^{みんしゆせい}のシステム^{まも}を守る

のは^{しほう}司法の^{やくわり}役割であることを

強^{きやうちやう}調して、違憲^{いけん}審査^{しんさ}基準^{きじゆんろん}論を

参考^{さんこう}にした^{げんかく}厳格な^{しんさ}審査を^{ようきゆう}要求

すること。

○最高裁^{さいこうさい}の^{いけんしんさ}違憲審査^{きじゆん}基準^{きじゆん}の

「^{そうごうてきこうりやう}総合的^{ごうりせい}衡量^{はんたん}による^{ごうりせい}合理性^{はんたん}判断

の^{わくぐ}枠組み」は^{しほうしやうきよくしゆぎ}司法消極主義^しに

お^おす^お結び^おについているため、これを^{ふせ}防

ぐには、ドイツの^{けんぽうさいばんしよ}憲法裁判所^{けん}の

考^{かんが}え方^{かた}の、①第^{だい}1段階^{だんかい}として、

当事者^{とうじしや}の^{しゆちやう}主張する^{りえき}利益が^{けんぽう}憲法

の^{さだ}定める^{きほんけん}基本権が^{ほご}保護している

ものかを^{けんとう}検討をする、②第^{だい}2

段階^{だんかい}として、その^{くに}国の^{こうい}行為が

基本権^{きほんけん}を^{せいげん}制限するといえる^{ほど}程に

強^{つよ}く^{せいやく}制約しているかを^{けんとう}検討する、

③第^{だい}3段階^{だんかい}として、その^{くに}国の

制約^{せいやく}が、^{けんぽうじやう}憲法上、^{せいとうか}正当化できる

かを^{けんとう}検討する、ドイツの^{けんぽう}憲法

裁判所^{さいばんしよ}の「^{さんだんかいしんさろん}三段階^{ゆうこう}審査論」が有効

であること。

^{いけんはんたん}違憲判断^ひを引き出す^だことがいかに

難^{むずか}しいかがよく^わ分かる。

4 ^{じんけんかんきやう}人権環境^{おお}の^{へんか}大きな変化

^{きんねん}近年^{りっぽう}、^{ぎやうせい}立法、^{しほう}行政、そして^と司法を取

り^ま巻く^{じんけんかんきやう}人権環境^{おお}は^{へんか}大きな^{きた}変化を来し

ている。^{さまざま}様々な^{やういん}要因がみられるが、な

かでも^{おお}大きいのは^{こくさいか}国際化^{じやうほうか}、情報化^{しょうし}、少子

高^{こうれいか}齢化、「^{じんけん}ビジネスと^{ぎろん}人権」の^{たか}議論の高

まりなどである。

2024年^{ねん}6月末^{がつまつ}の^{にほん}日本の^{ざいりゆうがいこく}在留外国

じんすう やく まんにん か こさいこう きろく
人数は約359万人と過去最高を記録し

た。こくさいか としぶのみならずこくない
た。国際化は、都市部のみならず国内

すべ ちいき すす ぶんかてきはけい
全ての地域で進んでおり、文化的背景

のそうい おり かいとう へんけん さべつ
の相違や無理解等による偏見・差別が

いぜん として すく 存在 しているこ
依然として少なからず存在しているこ

とから、せいふ がいこくじん きょうせいしゃかい
とから、政府は、「外国人との共生社会

の実現に向けたロードマップ」をさくてい
の実現に向けたロードマップ」を策定

し、「がいこくじん ふく すべ ひと たが
し、「外国人を含め、全ての人がお互い

にこじん ぞんげん じんけん そんちよう さべつ
に個人の尊厳と人権を尊重し、差別や

へんけん く しゃかい
偏見なく暮らすことができる社会」を

かか かくしゅとりくみ すす
掲げ、各種取組を進めている。

じょうほう かくさんりよく あつとうてき たか
情報の拡散力が圧倒的に高い SNS

がとうじよう
が登場するとともに、スマートフォン

がふきゅう し りよう
が普及し、インターネット利用が

ひやくてき すす けっか
飛躍的に進んだ結果、インターネット

じょう じんけんしんがい しんこくか
上の人権侵害が深刻化している。さま

ざまなマイノリティのひとびと たいしよう
ざまなマイノリティの人々を対象と

したインターネット じょう ひぼうちゅうしよう
したインターネット上の誹謗中傷

じあん しょう かくじんけんかだい おうだん
事案が生じており、各人権課題に横断

てき かか
的に関わるテーマとなっている。

にほん 2023ねん へいきんじゅみよう だんせい
日本の2023年の平均寿命は、男性

は81.09ねん じよせい 87.14ねんであ
は81.09年、女性は87.14年であ

る。いっぼう どうねん ごうけいとくしゅしゅうりつ
る。一方、同年の合計特殊出生率は、

8ねんれんぞく ていか
8年連続で低下して、1.20となり、

か こさいてい さいいじよう もの
過去最低となった。65歳以上の者の

わりあい じんこう こ
割合が人口の21パーセントを超える

ちょうこうれいしゃかい むか ちょうこうれい
超高齢社会を迎えており、超高齢

しゃかい たいおう じんけんもんだい
社会への対応は人権問題についても

きっさん かだい
喫緊の課題となっている。

2011ねん こくれんじんけんり じかい
2011年に国連人権理事会において

「ビジネスとじんけん かん しどうげんそく
「ビジネスと人権に関する指導原則」

がぜんかい いっち し じ しどう
が全会一致で支持された。この指導

げんそく きぎょう じんけん そんちよう せきにん
原則は、企業も人権を尊重する「責任」

があるとして、こくさいじんけんきやくおよ こくさい
があるとして、国際人権規約及び国際

ろうどうき かん ちゅうかくてきろうどうきじゅん かか
労働機関（ILO）中核的労働基準に掲

げられたけんり そんちよう もとめ
げられた権利を尊重することを求め

るものである。日本でも、2020年に
「『ビジネスと人権』に関する行動計画
(2020-2025)」が策定され、2022年
9月に、政府の「責任あるサプライチェ
ーン等における人権尊重のためのガ
イドライン」が策定された。

5 人権に係る近時の最高裁違憲判決

立法、行政のみならず、司法も、こ
のような内外における人権環境の
変化に対応する動きが出てきている。
法令違憲の判決も顕在化している。
最高裁は、2023年10月25日、戸籍上
の性別を変える際、生殖能力を失わ
せる手術を求める「性同一性障害
特例法」の「生殖不能手術」規定を
憲法13条に違反し、無効だとした。ま

た、2024年7月3日、障害がある人ら
に強制的に不妊手術ができるなどと
した旧優生保護法の規定は、立法の
当初からそもそも憲法13条、14条に
違反するとした。

その波は下級審にも及んでいる。被
差別部落の地名リストを書籍として
販売しようとし、インターネット上に
同書籍のデータなどを掲載した出版社
に対し、部落解放同盟らがデータ削除・
書籍の出版差し止め、損害賠償を求
めていた裁判で、東京高等裁判所は、
2023年6月28日、「差別されない権利」
の侵害を認め、被告に削除・差し止めと
総額約550万円の損害賠償請求を命
じた。この判決は最高裁でも維持され
た。
さらに、戸籍上の同性カップルなど

が国を訴えた裁判で、東京高等
裁判所は、2024年10月30日、札幌
高裁に続いて、同性同士の結婚を認め
ない民法などの規定について、「差別的
な取り扱いだ」として憲法14条1項、
24条2項に違反するという判断を示
した。

6 残された課題

マイノリティ問題を道徳的に
「自分事」化するのと人権的に「自分事」
化するのでは意味が異なる。

旧優生保護法違憲最高裁判決の
確定を受けて、2024年10月17日に
「旧優生保護法に基づく優生手術等
を受けた者等に対する補償金の支給
等に関する法律」が2025年1月17日
に施行された。衆議院・参議院の両院

では、法律の可決と併せて、「被害者に
対する謝罪とその被害の回復に関する
決議」も可決された。違憲判決が立法府
や行政府に与える波及効果は大きい。
しかし、だからといって、これで
一件落着というわけにはいかない。

優生思想は差別だと言っても、自身
の子が障害や病気を持っている

可能性があると産婦人科医に告げられ

ると親は途方にくれ、不安になり、人工

妊娠中絶を選択する人も多い。障害

や病気のある人の出産、育児のサポー

ト体制が整っていなければ、結局、

不妊手術を選ばざるを得ない人もい

る。「被害者」が「加害者」に逆転する

事態も杞憂ではない。

法令違憲判決を人権問題の解決に向

けて活かしていくためには、市民の

じんけんかん かいぜん はか 人権観の改善を図ることも欠かせない。

くに じんけんきょういくけいはつどう 国の人権教育啓発等においては「思い

やり・やさしさ」きょういく じゅうようせい かか 教育の重要性が掲げ

られているが、これについては、きびし 厳し

い ひはん み 批判が見られるからである。たと えば、

ふじた さなえ 藤田早苗・エセックス大学じんけん センタ

ーフェローも、そのきけんせい がいよう つぎ 危険性を概要、次

のようにしてき 指摘している（とうようけいざい 東洋経済

education×ICT2024ねん がつ にち 8時

ふんはいしん 2分配信）。

すがよしひでしゅしょう とうじ 菅義偉首相（当時）は 2020ねん の

しゅうにんかいけん じじよ きょうじよ こうじよ 就任会見で「自助・共助・公助」とい

う、じじよ じゅうし 自助を重視したキャッチフレーズ

をかか 掲げていた。じんけん 人権について「思いや

り」きょうちょう を強調することで、せいふ ぎ む 政府は義務を

かいひ ひとびと 回避し、人々へのじ こせきにんろん きょうこ 自己責任論を強固に

しているのではないか。ひと じぶん 人は自分の

な かま おも 仲間には思いやりを持つことはさほど

むづか 難しくはないだろう。しかし自分と異

しつ ひと 質な人たち、す 好きになれない、へんけん 偏見を

持つあいて 相手にはちが たいど 違う態度でせつ 接したり、

さべつてき あつか 差別的な扱いをしったりするけいこう 傾向があ

るのではないか。それがとくてい みんぞく 特定の民族

しゅうだん 集団 へのじんしゅさべつせいさく 人種差別政策 とな った

きゅうきよく 究極のものが、ナチスによるホロコ

ーストだった。

ふじた ひはん 藤田はこう批判している。この「内

なるかく 隠されたさべついしき 差別意識」はせんもんしよく 専門職の

ばあい 場合、よりつよ 強いものがある。それをぜせい 是正

していくためにも、ほうれい いけんはんけつ 法令違憲判決の

どうとくてき りかい 道徳的な理解ではなく、せいかく じんけんてき 正確な人権的

なりかい ひつよう 理解が必要ではないか。

かた 語ること・語り継ぐこと

(こうざい) ふくおかけんじんけんけいはつじょうほう (公財) 福岡県人権啓発情報センター かんちよう たにぐちけんじ 館長 谷口研二

「日本原水爆被害者団体協議会
(にほん ひだんきよう) ノーベル平和賞受賞」
の記事の見出しに「語り続けた証言の
ちから」とありました。「1.17、3.11」の
記事の見出しには「震災の記憶を語り
つづぐ」とあります。改めて語ること・
語り継ぐことの意味を考える機会と
なりました。

ある講義で「モノガタリ」という言葉
の意味が次のように説明されました。
——「平家物語」の「モノ(物)」は「も
ののけ姫」の「モノ」で、鎮められるこ
となく漂う死者の魂(たましい おんりよう)
モノの声を受けとめ、それを生者に
媒介するのが語り手で、聞き手が死者

のストーリーに関心を寄せ享受する
様子を見て、死者は鎮められ本来の
場所に還ることができる。——

それを聞いて私は、遊びの輪に入る
とき「カタラシテ」「カッテッテ」と言
ったり、「カタッテいいよ」と言ったり
していたことを思い出しました(小倉
でのことです)。そうか、モノ・ガタリ
の「カタル」は、「加わる」「関わる」
「参加する」という意味だったんだ。

「語る」とは、他者(語り手と、その
背後にいるモノたち)の人生に聞き手
が関わり、同時に、自分の人生に他者
が入ってくるということ。その相互
作用を「出会う」と言い換えることも
できます。

そして「語り継ぐ」とは、聞き手が、
語られた物語に自分にとっての意味
を見だし、新たな物語として語る人
になるという循環による再創造のこ
とだ、ということになります。原口頴
雄さん(注)が、被差別部落に伝わる
伝承や民話、聞き書きや手記の「豊か
さ」について述べる中で、聞き取りの
要件の一つとして「『語ることの重さ』
が『聞くことの重さ』として実感され
る関係」を挙げていたことを思い出し
ます。語り手と聞き手の相互作用によ
って、部落の物語が語り継がれるので
す。

(注：原口頴雄『被差別部落の歴史と

生活文化』参照)

わたしの社会は、排除と分断をあお

る一方通行の“物語”であふれていま
す。差別を誘発・助長する“物語”に
抗するための「もう一つの物語」、聞く
人を待っている無数の物語と出会い、
豊かに継承するという課題に向き合
いたいと思います。